

令和 3 年度 安城市国民健康保険事業特別会計予算について

1 令和 2 年度決算見込

(1) 歳入見込

ア 「国保税」は、令和 2 年度における被保険者数の減少により、前年度より減少し、総額 3 4 億 5 千万円余となる見込みです。

イ 「国庫支出金」は、東日本大震災の被災者支援に対する国からの補助金として 3 7 千円、新型コロナウイルス感染症関連として 2 千 2 百万円余を災害臨時特例補助金として見込んでいます。

ウ 「県支出金」は、保険給付費分の支払いに充てる役割の普通交付金と保険者努力支援分、国特別調整交付金分、特定健診負担金分、県繰入金 2 号分の 4 項目ある特別交付金があり、見込額は以下のとおりです。

○普通交付金	8, 7 6 8, 6 6 3 千円
○特別交付金 (保険者努力支援分)	6 1, 8 9 7 千円
○ " (国特別調整交付金分)	9 3, 3 6 9 千円
○ " (県繰入金 2 号分)	1 1 8, 8 5 2 千円
○ " (特定健診負担金分)	4 4, 5 8 4 千円
合 計	9, 0 8 7, 3 6 5 千円

エ 「一般会計繰入金」は、財政運営のために一般会計から繰り入れるものですが、法定分 (事務費及び出産育児一時金の 3 分の 2) と法定外分があり、法定外分のうち赤字補填目的の法定外を平成 3 0 年度から削減しており、1 1 億 6 千万円余となる見込みです。

オ 「繰越金」は、前年度の決算で出た繰越金を翌年度の歳入に繰り越しするものですが、令和元年度の決算の結果から、1 5 億 4 千万円余の繰越額となりました。

カ 「諸収入」は、国保税の延滞金や被保険者からの返納金などですが、6 千万円余となる見込みです。

キ 「歳入総額」は、前年度より 3 千万円余増加し、1 5 3 億 3 千万円余となる見込みです。

(2) 歳出見込

ア 「総務費」は、職員人件費や各種業務委託料などですが、前年度より減少し、1 億 7 千万円余となる見込みです。

イ 「保険給付費」は、医療費の保険者負担分などですが、前年度より 8 千万円余増加し、ほぼ横ばいの総額 8 8 億 2 千万円余となる見込みです。

ウ 「国民健康保険事業費納付金」は、県単位化に伴い、県が納付額を示しその額を各市

町村が納付するもので、45億8千万円余となる見込みです。

- エ 「特定健診等の事業費」は、40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施するための費用で、前年度よりやや増加し、1億2千万円余となる見込みです。
- オ 「保健事業費」は、ヤング健診（20歳～39歳）や、糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進（希望カード・利用差額通知）、広報折込チラシ、医療費通知などの費用ですが、各種取組みの強化など前年度よりやや増加し1千7百万円余となる見込みです。
- カ 「基金積立金」は、国民健康保険事業を健全かつ円滑に運営するためのものですが、平成22年度に、リーマンショック後の財源不足を補うため全額取り崩した以降は、保有していませんでしたが、平成26年度に一定の繰越金を確保できる見込みであったことから、2億5千万円積み立てました。2年度は積み立てた基金の利子分が86万円余ある予定です。
- キ 「税還付金等」は、国保資格を遡って喪失した場合などにおける国保税の還付金などですが、3千万円余となる見込みです。
- ク 「国庫返納金」は、前年度交付分の精算に伴う国庫への返納金等を見込んでおりましたが、3万円余となる見込みです。
- ケ 「歳出総額」は、前年度とほぼ横ばいの、137億6千万円余となる見込みです。

（3）実質収支（翌年度繰越金）・単年度収支

実質収支である翌年度への繰越金は、15億7千万円余となる見込みです。また、単年度収支は、2千2百万円余の黒字となる見込みです。

2 令和3年度予算（案）

（1）歳入

- ア 「国保税」は、総額33億9千万円余としています。県が示した標準保険料率を採用し、予算計上しております。
- イ 「県支出金」は、県単位化に伴い、保険給付費分の支払いに充当する役割の普通交付金と保険者努力支援分などの特別交付金の構成となり、合計金額として90億2千万円余としています。
- ウ 「一般会計繰入金」は、前年度からやや減少し10億円余としています。
- エ 「繰越金」は、国民健康保険事業に必要な歳入として、2億2千万円余としています。
- オ 「諸収入」は、7千万円余としています。

（2）歳出

- ア 「総務費」は、前年度より減少し、1億8千万円余としています。
- イ 保険給付費のうち「療養給付費」は、医療費の保険者負担分ですが、高齢化や医療の高度化などに伴い、1人当たり医療費の増加傾向ですが、76億円余としています。
- ウ 「療養費」は、接骨院での柔道整復等の施術やコルセットなどの治療用装具に係る給付ですが、7千5百万円余としています。
- エ 「高額療養費」は、医療費の自己負担限度額を超えた分を支給するもので、9億3千万円余としています。
- オ 「出産育児一時金」は、被保険者が出産したときに42万円を支給するものですが、被保険者数の減少に伴い、8千4百万円余としています。
- カ 「葬祭費」は、被保険者が死亡したときに葬祭を行った人に5万円を支給するものですが、被保険者数の減少に伴い、1千万円余としています。
- キ 「傷病手当金」は、令和2年度予算と同額の百万円としています。
- ク 「保険給付費」全体では、前年度より減少し、総額88億2千万円余としています。
- ケ 「国民健康保険事業費納付金」は、県単位化に伴い、県が納付額を示しその額を各市町村が納付するもので、被保険者数の減少に伴い減少し、45億6千万円余を計上しております。
- コ 「特定健診等の事業費」は、前年度より減少し、1億5千万円余としています。
- サ 「保健事業費」は、ヤング健診や糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進などの事業費で、2千3百万円余としています。
- シ 「税還付金等」は、1千8百万円余としています。
- ス 「国庫返納金等」は、前年度交付分の精算等に伴う返納金で百万円としています。

(3) 予算総額（歳入・歳出）

予算総額は、前年度予算より3千万円余減少（約0.2%減）し、137億9千7百万円のほぼ横ばいとしています。